

## 全力壮年

法テラス倉吉法律事務所



鳥取県弁護士会会員

松本 邦剛

Matsumoto, Kunitaka

### 1 鳥取と倉吉と鳥取県弁護士会と

法テラス倉吉法律事務所は、鳥取県の中部、倉吉市に位置します。

倉吉には、鳥取地家裁倉吉支部・倉吉簡裁、鳥取地検倉吉支部・倉吉区検がありますが、常駐の裁判官はおらず（2019年は米子支部からの填補で月、火、木に期日があります。）、検察官は副検事が1名のみです。鳥取県弁護士会の弁護士は66名（2019年7月1日現在）であり、都道府県単位の弁護士会としては最少です。倉吉には弁護士が6名（5事務所）いますが、倉吉支部が管轄している地域（1市4町）の総人口は約10万人なので、弁護士1人あたりの人口は約1.6万人になります（弁護士白書によると東京は弁護士1人あたり800人ぐらいとか）。

私は、2014年12月から1年間、大阪の小谷法律事務所 で養成を受け、2016年から法テラス倉吉に赴任したので、倉吉に約3年半住んでいます。

### 2 立会いのない接見がしたいのです

2016年11月4日、覚せい剤取締法違反被告事件の国選弁護人であった私は、判決後ただちに控訴意思等を確認するため、鳥取地裁倉吉支部構内での接見を申し入

れ、裁判所から接見時間を10分とする勾留質問室での接見が指定されました。しかし、被告人を押送していた刑務官らは、アクリル板のない勾留質問室での接見は逃走、物の授受または弁護人への暴行の危険があることなどを理由に、刑務官立会いを要求しました。裁判官が刑務官らに対して、アクリル板がなくても勾留質問室での秘密接見の指定をしていること及び裁判所法と刑事訴訟規則に基づいた判断であることを説明しても、刑務官らは、裁判所の指揮・命令を受けないこと及び刑事収容施設法を根拠に立会いを求め続け、これを私が拒否したところ、接見をさせずに被告人を刑務所に連れて帰ってしまいました。

私は、2017年7月に接見交通権の侵害を理由に国家賠償請求訴訟を提起し、2018年11月26日に判決が言い渡されました（双方控訴せず1審で確定）。判決は、①構内接見の許可がなされた場合、刑務所職員はその許可された接見が行われるように配慮する義務を負うこと、②刑務所職員が面会場所の戒護力について裁判所と異なる見解を持ったとしても、接見の実施を妨げる措置を執ることは上記の配慮義務に反し許されないこと、③刑務所職員が弁護人に対し立会人を付した面会を実施するよう求め

た行為は違法ではないが、面会をさせることなく連れ帰った措置が職務上の法的義務に違背したことは明らかであり、接見交通権を侵害したものととして、国賠法1条1項の適用上違法となると判示し、慰謝料等11万4000円の支払いを命じました。

この事件を契機に、2018年9月14日の中国地方弁護士会連合会大会において接見室のない裁判所に接見室の整備を求める決議がなされ、判決後には日弁連から法務省に対して事件の周知及び再発防止などの申入れが行われました。

### 3 子ども食堂で法律相談始めました

倉吉に来て感じたのは、「法律相談の敷居の高さ」でした。「自分の悩みが弁護士さんに相談すべきものかどうかはそもそもわからない。」「弁護士に相談したらお金がすごいかかるし、怒られそう。」などと何度も言われ、市民と弁護士との距離を感じました。また、平日に休みをとりにくい、休んだら少ない給料がさらに減る、子どもを見てくれる人がいないなどの声もありました。そこで、私は、上記のような市民の声に応える法律相談がしたいと思っていました。

そんな中、テレビで子ども食堂のことを知りました。主催者の方

の思いや取り組みを見て「自分にも何かできないか。」と触発され、市の社会福祉協議会の方に法律相談という形で私も協力できないかと提案したところ、社協の方がすぐに主催者の方とつなげてくださり、子ども食堂での法律相談を行うことになりました。

最初は法テラスの巡回相談という枠組みを使い、ニーズがあることが確認できたので、倉吉の子ども食堂を指定相談場所に指定して、2018年の3月から開始しました。法律相談を開始する前に、主催者の方以外には弁護士という職業は明かさずに、何度か子ども食堂を利用しました。その中で抱いた感想は、「みんなの居場所」、「各子ども食堂はそれぞれの雰囲気を持っている。」「みんな笑顔で楽しそうにしている。」などでした。そして、法律相談をするなら子ども食堂が持っている空気、雰囲気を絶対に壊したくないので、私自身がそこになじむ必要があると思いました。子どもと将棋をしてこてんぱんに負けたり、鬼ごっこではまさに「鬼の形相」で全力で追いかけて少しひかれたりという有様ですが、なじんでいる自負はあります。近所のお兄さんというにはおこがましい年齢になっておりますが、子どもたちから気軽に話しかけてもらえる身近な存在でいたいと思っています。

子ども食堂は、月に2回(金土)、11時~20時まで開催されていますが、法律相談については、金曜日は17時半~20時、土曜日は11時半~14時に受け付けることが多いです。毎回相談があるわけではないですが、私自身も食事を取りながら、法的な情報提供や世間話もしています。法律相談の対象者は無限定で、子どもだけからの相談も受け付けます。食堂の中に

は個室があるので、プライバシーや守秘義務にも配慮できます。ノートパソコンを持ち込んで、利益相反の確認を行ってから法律相談を受けています。

今日まで約1年半子ども食堂での法律相談を続けてきましたが、これからも、「ふらりと子ども食堂にご飯を食べに行ったらたまたま弁護士がいて、ついでに気軽に法律相談ができた。」という経験をみなさんにお届けしたいと考えています。

#### 4 その他の思い出ほろほろ

私は、弁護士2年目の年に倉吉に赴任しましたが、鳥取県弁護士会のみなさんをはじめ、裁判所や関係機関が温かく迎え入れてくださったおかげで、たくさんの経験をさせていただきました。いじめ重大事態第三者委員会の委員、企業のパワハラ問題の第三者委員会の委員、鑑別所視察委員会の委員、県の入札・契約審議会の委員、各種講演の講師などを経験し、大変なこともありましたが、背伸びしてでも頑張ったと思っています。弁護士は、孤独で、理解されなくて、歯をくいしばってやせ我慢していることも

多々あるけど、必ず誰かのために仕事をしているし、その誰かのためであれば何事にも全力で立ち向かっていける存在だと私は思っています。今後も市民のため、社会のために、弁護士の使命と職務に全力で向き合い続けたいと考えております。

日々弁護士の仕事をして痛感するのは、相変わらず自分1人でできることは少ないということです。手のかかる私をずっとサポートしてくれている事務局の2人には本当に感謝しています。そして、今の僕があるのは、今まで私に関わってくださった全ての先生方、事務局の方々、大学院・修習の同期のみんなのおかげです。この場をお借りして、あらためて御礼申し上げます。



子ども食堂の様子

#### 私も刺激を受けています

松本先生は、2014年12月から1年間、当事務所で養成を受け、今では、当事務所の歴代養成スタッフ弁護士の兄貴的な存在です。事務所に来られた松本先生は、「熱いハート」を持つ心優しい男性でした。このことは、子ども食堂での取り組みにも現れています。「法律相談」というと、まだまだ「待ち」のイメージが強いですが、彼は違います。子どもと一緒に遊ぶなかで、「暑苦しいけど、優しい・面倒見の良いお兄ちゃん」として認知され、「なんでも相談できるお兄ちゃん」として受け入れられたのだと思います。凄いなと思います。私も彼から刺激を受けて、大阪府の機構が高齢者の孤食を防ぐために取り組む「みんな食堂」で、同機構と法テラス、大阪弁護士会とで連携し、法教育の仕組みを使って、「研修+法律相談」を企画しています。継続は力。頑張りましょう。

From 小谷 寛子(大阪弁護士会会員)